

難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書

原因がわからず効果的な治療法がない難病と小児がんなど子どもの慢性疾患への医療費助成の対象拡大は、患者・家族が長年求めていたものであり、この度の法制化は関係者に歓迎されています。

一方で、新たな制度では医療費の自己負担割合を3割から2割に引き下げるものの、軽症患者を対象から外し、これまで自己負担がゼロだった重症患者や住民税非課税世帯にも自己負担を課し、所得に応じて最大で3万円（小児慢性特定疾病は難病の2分の1、最高で1万5千円）の負担、さらに入院時の食費の負担増など、新たな負担を強いられる深刻な問題を含んでいます。また、小児慢性特定疾病は児童を対象にしているため、支援が20歳で打ち切られる問題を残しています。

難病や小児慢性特定疾病の患者は、医療費以外にも通院のための交通費や衛生材料の費用等を長期にわたって負担しなければならないことが多く、医療費等の自己負担が増えれば、受診を抑制する患者が出る懸念があり、患者やその家族の生活が立ち行かなくなる恐れがあります。

よって、難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担を見直すよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月19日

北海道名寄市議会

衆院議長	}	宛
参院議長		
内閣総理大臣		
厚生労働大臣		